

西蒲民商ニュース

2021年3月29日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

コロナ、緊急事態解除

全ての中小業者に補償を求めます！

政府は、3月22日、緊急事態宣言を解除しましたが、中小業者への被害や打撃は計り知れないものとなっています。

西蒲区のAさん(焼き鳥店)は、「一日一組か二組しかお客が来ない」Bさん(スナック)は「一日数千円しか売上がなく家賃が支払えない」等深刻さが増しています。

民商・全商連は、政府に対して次の要求を行っています。

- ① 持続化給付金やそれと同等の給付金を創設し、直ちに実施すること
- ② 緊急に消費税を5%に減税すること
複数税率とインボイス制度(税額表発行制度)を廃止すること
- ③ 飲食店だけでなく、全ての中小業者に事業継続資金等を創設し、実施すること。

*令和2年分の確定申告は(4月15日まで延長)、売上が激減し、所得税納税者が少なくなりました。消費税が全て10%(食料品以外)になり「消費税が納税出来ない」と悩む業者も増えています。



商工新聞・会員の紹介 運動を広げよう

3月に入って、スナック2件、自由業等4人の入会がありました。税金や各種補助金などの申請で「民商どうですか？」の声をかけて行きますよう。

新潟県事業継続支援金(20万円)申請について

- 新潟県内で飲食店又はカラオケ店を営む事業者。
- 直近二ヶ月の売上連続して前年比2割以上減少。食品衛生法(保健所許可)の飲食店、又は喫茶店の許可を受けていること。
- 3月26日、午後2時〜飲食店中心の説明会を行います。
西蒲民商事務所にて

【確定申告後の注意点】

- ◎収支内訳書について
1984年に法定化されましたが「中小業者の過大な負担にならないようにする」との国会決議が行われました。提出しなくても罰則や不利はありません。納税者が毎日の記帳を収支内訳書に反映させることも大事です。収支内訳書の作成や提出は納税者の判断で行いましょう。

◎税務調査について

- 税務署は、確定申告後に税務調査や呼び出し、お尋ね等を行います。税務調査は、
 - ① 事前通知の励行
 - ② 調査の税目
 - ③ 調査年度
 - ④ 査理由など10項目を納税者に通知する必要があります。税務調査が あつたらお近くの役員や民商に連絡しましょう。

